

プレミアム付商品券事業の実施について

にぎわい商業課

1 概要

本年10月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯（3歳未満児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、国の施策に則り、対象者に券面額25,000円の商品券を20,000円にて販売する事業を実施する。その実施に必要な経費（事業費及び事務費）は国が全額補助。

2 対象者

(1) 低所得者

平成31年1月1日（基準日）時点で住民基本台帳に登録されており、平成31年度分の市民税が課税されておらず課税者に扶養されていない者。但し、生活保護の受給者である場合などは除く。（対象者は約65,000人見込み）

(2) 3歳未満の子を持つ世帯主

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに出生した児童が属する世帯の世帯主。（対象児童は約8,200人見込み）

3 商品券の内容

対象者一人あたり券面額25,000円の商品券を販売額20,000円で購入可能。
1冊あたり券面額5,000円の商品券を5冊まで購入可能（販売額4,000円、割引率20%のプレミアム補助）

4 引換券の交付

(1) 低所得者

対象と思われる方に申請書を送付（7月上旬）した後、購入意思の確認・審査への同意を記入し返送してもらう。本市にて資格を確認したのち、対象者に別途引換券を郵送する（7月下旬）。

(2) 3歳未満の子を持つ世帯主

対象者に引換券を郵送する（7月下旬）。

5 商品券の販売

販売期間 9月上旬～1月31日（金）

販売箇所 市内の公共施設および公共機関を予定

※市民サービスを図るため販売当初の9月は、市内各地域の支所・市民サービスセンターで販売予定。10月以降は、市役所等で販売予定。

6 利用店舗

本市が発行する商品券を利用できる店舗は、市内店舗に限り物品販売などの市民サービスを提供している事業者を広く募集する。利用者の利便性向上を図り2,000店舗の登録を目指す。

店舗登録受付期間 5月14日（火）～8月9日（金）

商品券使用期間 10月1日（火）～2月29日（土）

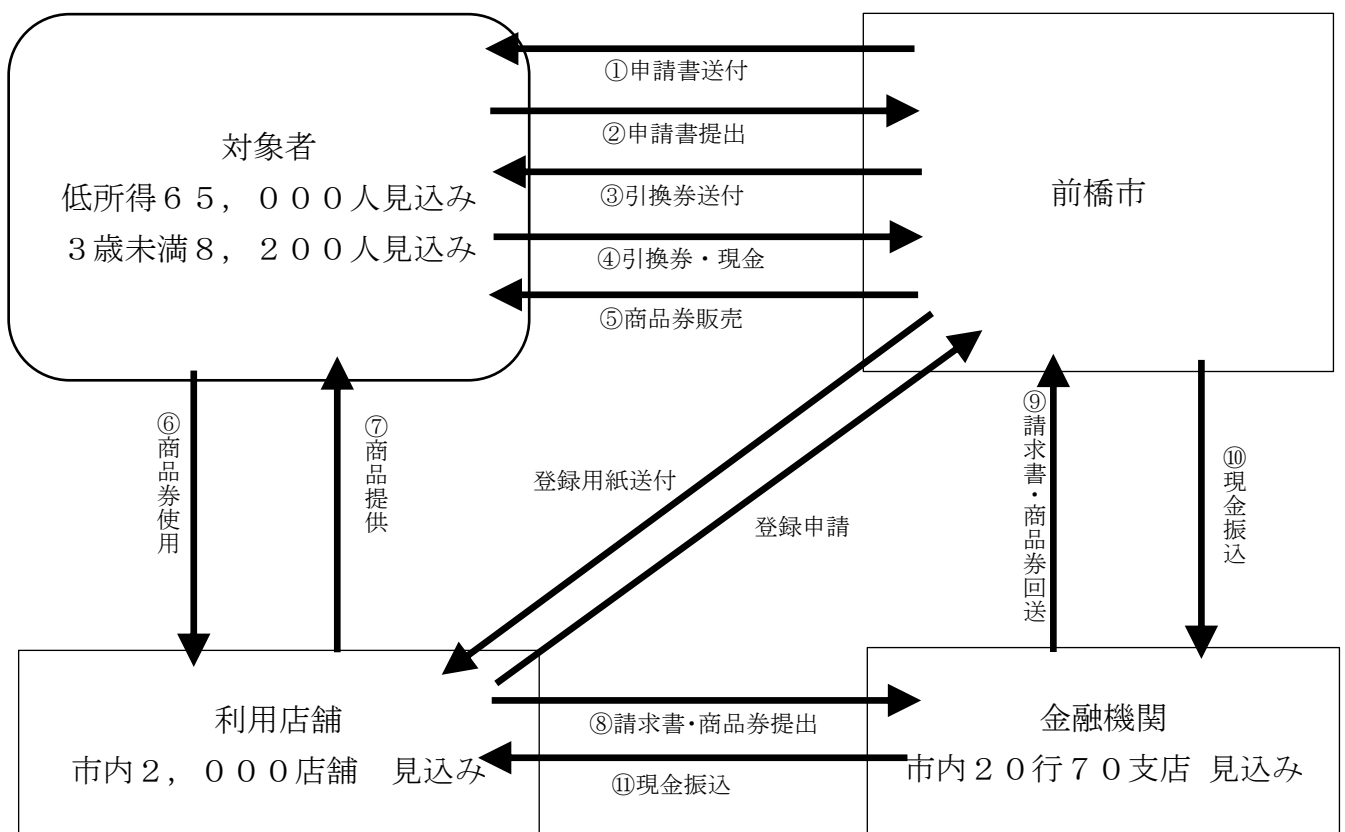
7 事業費・事務費

プレミアム付商品券事業 1,971,580千円（平成30年度3月補正、令和元年度6月補正）

<主な歳出内訳>

各種委託料 71,400千円・申請書等郵送料 47,640千円・商品券換金資金 1,830,000千円

（参考）申請の流れ



※3歳未満の子を持つ世帯主には申請書の提出を受けずに引換券を送付する。